Our Life Yoga association

インストラクター規約

Our Life Yoga association（以下「当協会」）は、当協会独自のヨガに関する専門的知見とスキルを正しく普及するため、当協会所定の資格認定制度（以下「認定制度」といいます）を設けます。

当協会所定の資格取得のための養成講座を修了後、当協会より認定を受けた個人を、「Our Life Yoga association認定ヨガインストラクター」（以下「インストラクター」といいます）とします。

この認定を受け登録を行う際には、本規約に同意したうえで、所定の登録を行う必要があります。

第一章　目　的

第１条（目的）

本規約は、当協会とインストラクターとの間において適用され、当協会の安定的な運営の確保と、インストラクターの円滑な活動に寄与することを目的とします。

第二章　権利義務等

第２条（インストラクターの権利）

1. インストラクターは、所定の範囲内で当協会の認定資格者としての名称を使用し、事業を行うことができます。
2. インストラクターは、当協会のノウハウを使用して、自己の顧客（以下「顧客」といいます）に対して、レッスン等のサービスを提供することができます。

第３条（インストラクターの義務）

1. インストラクターは、自己の活動に際し、当協会の方針に則り、かつ本規約を含む当協会の定める規約等を遵守しなければならないものとします。
2. インストラクターは、自己の責任において顧客にサービスを提供するものとします。顧客との間でトラブルや紛争が生じた場合は、自己の責任において、これを処理解決し、当協会に一切迷惑をかけないものとします。
3. インストラクターは、当協会や認定資格者としての名称、当協会のノウハウを使用するときは、当協会の社会的信用やブランドイメージを害することのないよう、十分に注意するものとします。

第４条（要件等）

1. インストラクターは、以下の要件を備え、登録後もこれを維持しなければならないものとします。
2. 認定・登録に必要な養成講座の全課程を修了し、かつ試験に合格していること
3. 認定・登録、登録の維持に必要な費用を、当協会に正しく納入していること
4. その他インストラクターとしての資質・能力等に関して、当協会が不適格と判断する事由がない者であること
5. インストラクターが、前項の要件のいずれかを欠くに至った場合、認定資格は失われるものとします。

第三章　期 間 等

第５条（認定期間）

認定期間は、登録の日から開始され、次条に基づき、インストラクターが退会するまで、有効に存続します。

第６条（退会）

1. インストラクターは退会を希望する場合、その旨を当協会に事前に申し出るものとし、その後当協会によって退会処理がなされます。
2. 当協会は、インストラクターが本規約に違反し、あるいは違反するおそれのある行為が発覚した場合、その他インストラクターとしての適格性を欠いていると判断したときは、退会させることができるものとします。

第７条（退会後の対応）

退会に至った場合、インストラクターは直ちに次の対応を行うものとします。また、この場合に、当協会は必要な指示をすることができ、インストラクターはその指示に従わなければならないものとします。

1. 一切の広告、表示等からインストラクターである旨を削除し、その後当協会に関する名称を使用しないこと
2. 提供された当協会のノウハウに関する資料、ツール、データ等について、当協会の要請に従い、返却・破棄し、その後使用しないこと
3. その他当協会が指示する事項

第四章　遵守事項等

第８条（知的財産権）

1. インストラクターが知り得た当協会に関する情報（未公開の講座内容を含む当協会の営業上、技術上、財産上、その他当協会より提供された一切の資料や情報を含み、以下「機密情報」といいます）に関する知的財産権は、当協会に帰属しています。インストラクターは、当協会より認められた範囲、目的の限りでこれらを使用するものとします。
2. インストラクターは、如何なる理由によっても当協会の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第９条（機密保持）

インストラクターは、当協会の事前の承諾なしに、機密情報を第三者に漏洩してはならず、また、事前に許諾を得た目的以外に使用してはならないものとします。

第１０条（個人情報の保護）

インストラクターは、個人情報保護に関する法令に従い、顧客の個人情報を適切に管理し保護しなければならないものとします。

第１１条（禁止行為）

インストラクターは、次の行為を行ってはならないものとします。

1. 当協会への虚偽の報告、その他当協会の信頼を毀損する背信行為
2. 当協会の知的財産権やその他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
3. 当協会の承諾を得ることなく、当協会から提供された資料、テキストその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、SNSへのアップロード等を行う行為
4. 当協会または当協会関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当協会の運営を妨害する迷惑行為
5. 法令または公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
6. その他前各号に準ずる行為

第１２条（損害賠償）

インストラクターは、当協会に損害を与えた場合、当協会に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

第１３条（存続条項）

インストラクターが退会した後においても、第７条（退会後の対応）、第８条（知的財産権）、第９条（機密保持）、第１０条（個人情報の保護）、第１１条（禁止行為）、第１２条（損害賠償）、本条（存続条項）および第１５条（合意管轄）は、なお有効に存続するものとします。

第五章　雑　則

第１４条（協議解決）

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第１５条（合意管轄）

本規約に関連する紛争が生じた場合には、当協会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2024年5月1日 制定・施行